

水戸市告示第394号

水戸市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年水戸市条例第2号)第6条第1項の規定に基づき公の施設の指定管理者について指定をしたので、同条第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和5年12月22日

水戸市長 高橋 靖

1 管理を行わせる公の施設の名称

(1) 都市公園

常磐の杜緑地

(2) 児童遊園

ア 水戸市笠原町下組第9児童遊園

イ 水戸市上水戸2丁目児童遊園

ウ 水戸市上水戸4丁目第3児童遊園

エ 水戸市酒門町下千束児童遊園

オ 水戸市酒門町太子下児童遊園

カ 水戸市酒門町太子下第1児童遊園

2 指定管理者となる団体の名称等

一般財団法人水戸市公園協会

3 指定の期間

令和6年1月1日から令和8年3月31日まで